

# 議 会 報 告 第 31 号

(ホームページもご覧ください <http://www.ojima-shinichi.com/>)

筑西市下野殿 801-1 TEL0296 (24) 8951

市議会議員 小島 信一

明政会



## 12月定例会より 報告 (30年第4回定例会)

30年12月27日発行



——10月1日、西部メディカルセンターが開院——  
歴史的瞬間に立ち会えたこと、議員として光栄であり、重責を感じています。この病院は、新中核病院の名の通り、地域医療の中核をなすもので、保険、医療、福祉の連携を推進します。何より、24時間365日、救急医療を提供するということであり心強い限りです。

### ——経営状況の監視——

議員として今後心すべきは、経営状況の監視だろうと思います。筑西市は設立団体ですので病院の経営に関しては



既にある程度の支出が予定されています。その額、毎年約7億3000万円。しかし医業収益が50億円を下回れば市の財政負担が増えてしまいます。財政規律は重要です。

### ——駐車場、紹介状——

要望や苦情へ対応することも重要です。開院当時から駐車場が利用しづらいといった苦情が寄せられています。



さらに、紹介状の必要性も問われています。これまでかかりつけ医などない人は沢山います。

この人たちには自分で西部メディカルセンターで受診したいと思ったとき、迷わず来院していただくことが重要です。議員としては目を離せません。

## 順調に進む道の駅建設工事



## 話題となった来年度の暫定予算(債務負担行為)

- ・道の駅循環バス運行委託・・・1,333万円  
下館駅と道の駅を結ぶバス路線を予定(単年)
- ・コミュニティサイクル実証実験委託・・・1,364万円  
筑西市に観光に訪れた人に自転車を出す(3年)
- ・ヘルスサービス開発研究センター(5年)  
事業寄付講座・・・6,750万円
- ・地域医療支援システム(単年)  
講座寄付金・・・6,000万円
- ・・・・債務負担行為とは・・・

複数年度にまたがる事業を実施する際に、契約締結により将来発生する負担につき期間と限度額を決めること。

また単年度事業にあっても年度内に契約を締結する必要がある場合も、「債務負担行為」としてその限度額を議決する。

— 定例会の話題 —

・コミュニティプラザ管理委託・・・1,700万円  
コミュニティプラザとは、スピカビル6階にあるステージ付き複合施設です。300人分の観客席は収納式であり必要に応じてフラットなホールとして利用することも可能であり、また階段状に設置することでコンサートや式典も行えるホールとして利用することもできます。



このコミュニティプラザの管理費の内、人件費にあたる受付・貸出業務、照明灯操作が年額約1,200万円。月割にすると100万円。

- ・一回の貸し出しに、何人の人間が必要か
  - ・月に何回の貸し出しがあるのか
  - ・これらの業務にどれほどの専門性が必要か
- 疑問の多い委託業務です。

◎小学校空調設備費及び大規模修繕費

・・・・・・・・・・32億7千万円

小学生の命がかかっているという事情からか、執行部も議会もとにかくエアコン設置を急いだということです。しかし工事費の検証の甘さは否めない。

- ・数字を積み上げた資料がほとんどない。
- ・16小学校はエアコン設置工事で約20億円。  
小学校ごとの見積もり資料がない。
- ・4小学校は大規模改修工事と共にエアコン設置工事が必要でその額は約13億円。小学校ごとの修繕工事とエアコン設置工事の見積りがない。

・・・・・・・・・・



議会として今後は、この状況を踏まえ、小学校ごとの工事入札の見積もりを注意深く見ていく必要があります。

一般質問

第3セクターのスピカビル管理会社—SAM(株)の業務内容について質問

第3セクターとは、自治体が主な出資者となって設立した株式会社であり、公益性の強い事業を行う。出資比率は自治体が過半数を持つので、公的性格が強く、経営の透明性が重要。

・・・・・・・・・・・・・・・・

SAM(株)は、スピカビルの管理を独占的に請け負う会社です。それゆえ第3セクターとしては珍しく、事業収益が確実な会社です。しかし、収入のほとんどは筑西市の歳出という事実があります。行政側のチェックは厳くして当然ですが、形式上民間会社となっているため、経営は会社トップに任されており、チェックには限界があります。

そのため議会での質問は重要です。

小島質問：市とSAM(株)はスピカビル管理費負担協定を結び、市は1億500万円を支払うこととなっている。その算出根拠を求めていますか。

総務部長答弁：基本的にはSAM(株)の積算に基づくものでそれを市が承認する形式。

質問：SAM(株)の独占業務なので、他社の見積もり等で、

その妥当性を検証すべきではないですか。

答弁：行政は、市場性に明るいわけではない。市とSAM(株)で毎月打ち合わせをしながら、その妥当性、独占、寡占にならないよう注視していく。

市の負担額が、SAM側の見積もりのみで決定している点に危惧を覚えます。行政は市場性に明るくないのであるから何社かの見積もりを取るべきでしょう。

質問：決算書によればSAM(株)のトップ(代表取締役専務)の報酬は700万円です。そして、この方の勤務実績は週に1日と聞いています。筑西市は株主として、これは妥当と考えていますか。

市長答弁：役員報酬は取締役会や株主総会で決定している。また、専務の勤務は週1日ということはない。私が必要な時は土・日でも会社に出てもらっている。

質問：平成29年度から執行役員というポストが置かれている。週2日の勤務ということです。この方の報酬はいくらでしょうか。

答弁：個人情報になるので開示できません。

市は株主として議会への情報開示も必要です。専務の勤務実態や執行役員の報酬額が分からなければそれらの妥当性が分かりません。